

令和5年第5回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

令和5年11月28日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時57分

◎出席議員（15名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	中山五男	15番	高田悦男
16番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	小原沢一幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

村 上 和 史

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 1 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 9 号 那須烏山市災害危険区域の指定に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 1 0 号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 1 1 号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 1 2 号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 1 4 号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 1 5 号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 1 号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 2 号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 3 号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 4 号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 5 号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 6 号 令和5年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 1 7 議案第 7 号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）

日程 第18 議案第 8号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第3号）について（市長提出）

日程 第19 議案第17号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について（市長提出）

日程 第20 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）

---

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。定足数に達しておりますので、令和5年第5回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る11月21日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

5番 興野一美議員

7番 矢板清枝議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から12月6日までの9日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

---

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（渋井由放） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている、市の義務に属する損害賠償額の決定及び和解について、専決処分といたしましたので、報告いたします。

専決処分の内容は、令和5年8月24日午前11時頃、那須烏山市南大和久の市営南大和久A団地敷地内において、電動刈払機により草刈り作業中、石をはね、駐車中の車両に接触し損害が発生した事故につきまして、損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理代であり、損害額20万9,528円全額を市が支払うことになりましたので、御報告申し上げます。

今後につきましては、草刈り作業中の防護ネットの設置や適切な距離の確保、そして車両の移動案内など万全な対応を行い、未然の事故防止に取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 損害賠償の額の決定及び和解でございますが、今、説明を受けたところでございます。作業は市の都市建設課でやったんでしょうかね。

それで、この20万9,528円は、市が加入している損害賠償保険で対応するというような考え方でよろしいんでしょうかね。

その2点、確認したいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、保険については、市が加入している総合賠償補償保険、その対応をすることとなっております。

現場につきましては、都市建設課の作業区域でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかにございますか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 県道の草刈り作業、私はしばしば耳にするわけなんです、その際は、石ころなんかは車道のほうに跳びはねないように、盾のようなものを持った作業員、さらには作業の前後に交通整理の作業員を2名、合わせて大体少なくとも4人ぐらいで県道の場合は作業しているのをたまたま目にするわけなんです。

それで、那須烏山市の場合は、そういった1つの刈払機使用の際の安全基準というのは設けているのでしょうか。1点お伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいま中山議員から御質問いただきました安全基準につきまして、県の場合には、業者委託ということで、中山議員おっしゃるとおり網を持つ方、あと誘導する方、あと草刈りをする方ということで分担になっていると思います。

しかし、私どもの現場作業につきましては4人体制で行っておりまして、なかなかそのような体制が取れないということで、交通量の多い道路なんかをやる場合につきましては、作業員プラス業者さんが一緒になり、人数を多くして、先ほど申し上げましたとおり、ネットを持つ者、誘導する者、草刈りをする者ということで分けておりますが、市道につきましては、交通量の多い道路ばかりではございませんので、交通量の少ないような道路につきましては、草刈りを全員でやるということで実施をしております。

今回の市営住宅につきましては、敷地内ということでございましたので、住人の方への配慮もございまして、できるだけ早く時間を短縮するというので、全員で草刈りをしてしまい、若干全体を見渡すことを忘れてしまい、車に石がはねてしまい、このような事故になってしまったということで、その方につきましては大変申し訳ないということでおわびを申し上げますので、御理解をいただきたいと思っております。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は報告のとおりでありますので、御了解願います。

---

#### ◎日程第4 議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（渋井由放） 日程第4 議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本案は、現在、人権擁護委員であります高野由利子氏が令和6年3月31日をもって任期満了となりますが、後任の人権擁護委員として、引き続き高野由利子氏を推薦したく提案するものであります。

高野氏は、令和3年4月1日から1期3年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及・推進に邁進され、宇都宮人権擁護委員協議会では、こども人権委員会に所属されているほか、事務局協力員を務められております。地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でございますので、人権擁護委員として引き続き御活躍されることを御期待申し上げるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第9号 那須烏山市災害危険区域の指定に関する条例の制定について

○議長（渋井由放） 日程第5 議案第9号 那須烏山市災害危険区域の指定に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那珂川沿いの下境地区及び宮原地区において計画している防災集団移転促進事業に関して、那珂川の出水による災害危険区域の指定及びその区域における建築物の建築の制限に関し、建築基準法第39条の規定に基づき、必要な事項を条例で制定するものであります。

主な内容としましては、災害危険区域の指定方法や建築物の建築の制限に関する事項を定めるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、都市建設課長から説明させます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それでは、私から説明をさせていただきます。

那須烏山市災害危険区域の指定に関する条例の制定につきまして、申し上げます。

趣旨でございます。令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた那珂川水域に位置する下境地区及び宮原地区において計画しております防災集団移転促進事業に関して、河川の出水等による浸水被害から住民の命と財産を守ることを目的として、建築基準法第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内の建築物の建築の制限を行うため、条例を制定するものでございます。

主な内容でございます。災害危険区域の指定手続の方法、同区域内において建築が制限される建築物の種類等を規定するものでございます。

主なものを申し上げます。

第3条でございます。災害危険区域の指定ということで、建築基準法第39条の第1項の規

定により、別表に掲げる区域において、河川の出水等による危険の著しい区域として市長が定める区域を災害危険区域として指定する旨を規定します。場所につきましては、下境地区、宮原地区に限定ということになります。指定の方法につきましては、告示によります。

指定するときは、あらかじめ関係住民の意見を聴くものとします。

告示後は、一般の縦覧に供します。

指定については、告示しない限り効力は生じません。

第4条でございます。災害危険区域の変更及び解除でございます。災害危険区域を変更または解除するときは、指定するときと同じような手続を行うこととなります。

第5条でございます。建築物の建築の制限。災害危険区域内では、人が寝泊まりするような次に掲げる建築物を建ててはいけないということが原則となります。掲げる建築物につきましては、病院や寄宿舎、それから老人ホームとかになります。

建築基準法第2条で規定する新築、増築、改築、移転につきまして、説明いたします。

改築とは、建築物の全部または一部を除却後、従前の建築物の用途、構造、規模に大きな変更がないということになります。移転につきましては、原則として、同一敷地内で建築物を移転することをいいます。修繕につきましては、経年劣化した建築物の部分を既存のものとおおむね同じ位置に、おおむね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ることとございます。模様替えにつきましては、建築物の構造、規模、機能の同一性を損なわない範囲で改造することをいいます。

現在、下境地区、宮原地区に居住している住宅につきましては、今回の条例が制定になりましても、そのまま使用することは可能でございます。

先ほど、すみません、次に掲げる建築物ということで申し上げましたが、具体的には、ホテル、旅館、寄宿舎、下宿その他の宿泊施設、それから病院、病床を有する診療所を含みます。それから、児童福祉施設、入所者の寝室のあるものに限ります。そういったものが規制になるということです。

ただし、次の条件いずれかを満たしていると市長が認めれば建築も可能ということで、その1つが、建築物が建つ地面の高さが基準水位よりも高いこと、建築物の主要構造物の造りが、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造、それから部屋が基準水位以下でないということ、これらの条件を満たし、安全性が図られていれば、建築が可能ということになります。

第6条でございます。建築物の建築制限の適用除外ということで、第5条で掲げました建築物の建築の制限については、現在建築中の建築物については適用しないということとございます。

続きまして、施行期日でございます。公布の日から施行したいと思っております。

実際の区域の指定の告示につきましては、現在進めております防災集団移転促進事業の大臣の同意を目指しておりますが、それと同時期に告示したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本件につきましては、所管の経済建設常任委員会に付託予定でありますので、念のため申し添えます。

質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 全協のときにもいろいろ申し上げましたが、台風19号の水害対策、いわゆる那珂川緊急治水対策プロジェクト、これは被災された方の対策ということで、そういう国の会議があったんだと思うんですけれども、そこで、市を代表して市長以下、担当職員で行ったんだと思うんですけれど、同じ茂木町でもそういう会議に行ったんだけれども、茂木町は一旦持ち帰って地元と相談して、これはやらないと決めたんですよ。

うちのほうは、受けてきて、そして新聞発表して、それから地元の話し合いをしたということなので、地元からどうぞお願いします、集団移転、ぜひ進めてくださいとって始まった事業ではないということが基本だと私は考えております。

したがって、市のほうが国から事業を受けてきて、市が実施している事業なものですから、本当に地元寄り添って、地元丁寧にこの事業内容を理解していただいて、同意をいただくという作業が何よりも必要だと私は考えております。

そういう意味で、今回の災害危険区域の指定という条例を制定して、そして事務的に集団移転に向けていろいろと進めていくんだろうなと思うんですけれども、その災害区域の範囲というのは、台風19号の浸水の被害を受けたところを基本に制定するとなっているんですが、私のところは該当になるのか、ならないのかとって地元では大変な騒ぎになっているんです。この間、そういう点で、少なくとも108戸ですか、その移転対象と言われているところには全員、こういう手続で、こういう流れで進めますよということを確認していますよねと、そして今度の条例を提案するんですよね確認したら、1割近く、13軒ほど、まだ移転対象者と話していないということで、本当にこれで果たしてこの条例、制定しちゃっていいのかというような話を私はしましたけども、しかしぜひ移転したいという方々もいるわけで、だからそういう方々の足も引っ張るわけにはいかないということなので、その辺、担当部局としてはどんなふうに進めていくのかなと。

この間、市の定例記者会見でも、集中してその辺の問題が質疑されたということで、NHK

の「630」ですか、それでも市長がお答えになって、この事業は予定どおり進みませんと、遅れますと、議員全員協議会でも言っていないような問題を言っていますけども、その辺、非常に不安なんです。だから一つ一つ、議会も納得し、地元も納得し、そして着実に進めていくということで進めていただきたいと思うんですが、その辺はどうなっているんでしょうね。

その進め方や内容について、お示しいただきたいなと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 誤解を受けているようなので、最初に、できないとは、私、言いません。進めるよう努力しておりますという話をさせていただきました。できないとは言っていないので、遅れないように進めていますということを言っています。ちょっと発言、丁寧にしていきたいと思います。誤解を招いてしまうので、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 庁舎のほうに来ていただいた相談会、それから個別にお伺いする相談会ということで実施しております、先ほど平塚議員からお話しありましたとおり、まだ13軒がお話できていないということでございます。

年内には確実に13軒回りまして説明をし、計画についてよく説明していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ぜひお願いします。

それで、来られた方は、ほぼ全員了解いただいたというような報告を、この間の議員全員協議会でも市長のお言葉でも受けているんですけども、同意の印鑑を押してくれと言われた際、結局、説明を受けた方は反対はしないので、反対しませんと、いわゆる同意しませんというようなことは言わなかった。だけど、例えば執行部側の説明じゃなくて、移転対象者のほうは、現在、自分の屋敷の敷地が600坪あるんだけど、そこにいろんな建物だの車だのあるんだけど、移転先が100坪で、そこに入りますかと言ったら、答えは出なかったと言っていました。

だから、そういう場合には、例えば100坪を6個分もらえるというようなことになっているんですか、それとも。だからそういうことで、それがまず問題ね。

それと、この5条関係の1号関係はこのとおりなんですけど、2号関係は、（1）と（2）の両方に当てはまらないと、この規定は認められないんですか。（1）だけでも構わない、（2）だけでも構わない、そういう考え方なんでしょうか。第5条の2項の（1）、（2）、それは（1）プラス（2）でなければならないんですか。ああ、どちらかだね。あるいは、これらと同等以上というのが（3）なんだけど、その辺、もう一度確認しておきたいかなと思

ます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 平塚議員がおっしゃっています移転の元地の補償関係、それから移転先がどうなるかにつきましては、防災集団移転の個別相談会のほうで実施しておりますので、今回上程させていただいておりますのは、区域の指定についての条例でございますので、個別相談会等で丁寧に説明をしていきたいと思っておりますので、そちらについては御理解いただきたいと思えます。

それから、建築物が建つ面積が基準水位より高い、それから主要構造物が鉄筋コンクリート造等で安全性が認められる、これはいずれかということで、どちらかを満たしていればオーケーということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それで、1つ目のほうの回答がちょっと私のと違うんですが、今住んでいる建屋というか屋敷が600坪あると、これが100坪のところに行かなくちゃならないと。高齢で、600坪のほうは災害危険区域に指定され、そしてこれから新しい建物を建てられなくなっちゃって、100坪のほうに移転してくださいということでは困っちゃうんだよねというような地元からの指摘があります。

問題は、いずれにしても、ちゃんと移転できる条件を行政が示すということが、安心安全なんです。そういう意味では、例えば宮原の移転候補地、そして下境も旧小学校の予定地と、どちらも20戸プラスアルファぐらいしか移転できない敷地です。例えば、下境でいえば移転対象が70戸近くあるわけです。それが移転先の敷地が20軒程度となると、50軒近くはそこには行けないでしょう。それでは私たちはどこに行くのと。差し込み式とかいろいろ出ていましたけど、そういう条件も、話し合う前に行政のほうで用意しないとまずいんじゃないですか。それが1つ。

それと、補償、これも議員全員協議会でも申し上げましたが、1軒当たりの補償額は5,000万円と新聞には出たのに、実際の説明会に行ったらば、建物だけですけど、土地はまた別だけど。でも、いわゆる災害危険区域に指定されると評価は下がりますから。そうになると、1,000万円、2,000万円程度と、よくてもね。築35年で、大きさがこの程度でこういうのでは2,000万円ですと、はっきり言われたというんです。

そういうようなことで、年寄り世帯なのに、新しく住宅ローンも組めないのに、移転してくださいと言われて、できないというふうに言われているんです。例えば、国道を整備するために、どうしてもうちがかかると、そこを移転してもらうための補償というのと、今度の集団移転の補償の内容が違うんじゃないかといって、地元では不安がっているんです。

だからそこら辺が、市のほうで受けてきちゃった事業なんだから、責任を持って、安心して移転できるだけの条件、材料を提示してほしいんですよ。そうでなければ難しいですよ、これ、簡単に言うと。だから、その辺がどうなっているのかなと、地元の方々は不安がっております。

それで、先ほど、告示は大臣同意と同じにするというんですが、この条例は公布の日から施行するとあるんですけども、公布はこの条例制定ですよ。だけど、告示は大臣同意と同じにと言っているんだけど、その辺が地元でも、この条例をつくられちゃうと、もう危険地帯になっちゃって、新築も何もできなくなっちゃうのかなと不安がっている人がかなりいて、大きな問題になっているんです。そういう意味で、この条例の性格を明確に、内容を移転される方に示さないと、非常に不安がるのはしょうがないかなと私は思っているんです。そういう意味で、この条例の公布の日から施行するというのと、告示行為は大臣の同意と同じにすると、この違いを明確に地元に分かるように進めていただきたいなど。

逆に言えば、地元の同意がいただければ、大臣同意にまで持っていけないわけですね。だから、告示も同じにしかできないと、こういうことなんだと私は思っているんだけど、その辺を明確にしないと、私、そのお話をしたらば、住民の方は安心したんですよ。でも、全部の人に話すわけにいかないの、その辺を明確にしてほしい、こういうふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 今回上程しております条例につきましては、災害危険区域を指定するために必要となる手続や建築制限がかかる建築物等を定めるものでございまして、災害危険区域の指定線引き、そちらにつきましては告示によってするということになります。

今回の条例によりまして、建築物を建築することができなくなる地域になりますので、住民の方の権利を制限することになりますことから、一日も早くお知らせすることが必要であり、周知する期間が必要であるため、区域の指定の前に今回の条例の制定を上程しているものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この条例を制定することによって、新しく宮原、下境地区の危険区域に当たるであろう場所に駆け込みで住宅を建てるとか、そういうことが抑制できると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

平塚議員からも、住民の方によく御説明をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○16番（平塚英教） 了解しました。

○議長（渋井由放） 続いて、ございますか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） この条例なんですけども、素案というのが以前出されておりましたよね、危険区域の指定の素案というんですか、これが示されておりますが、まとめて幾つか質問したいと思います。

13軒ですか、12月いっぱいまでにきちっと話をすることですので、それはぜひ理解していただいて、素案で指定されている地域だと思われまして、そこはきちっとやっていただきたいという要望です。

あと、質問なんですけど、指定された土地、建物等、評価額って下がりますよね。この評価とか、例えば評価が下がった分の補償とかはどうなっているのかとかというのが1つあります。

それと、ちょっと自分が心配しているのは、この危険区域指定の条例というのは、極端に言ったらば、防災集団移転には関わるといえることですよ。心配しているのは、危険区域指定ということで、そういう危険性のある地域、私は、向田地区というのはどうなっているのかなということをお聞きしたいなと思っております。

いろいろ聞きたかったんですけど、その2つ、取りあえず、指定された土地の評価、補償、それと向田地区は今後どのようにお考えか、お伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 災害危険区域に指定になりますと、土地や家屋の評価が下がるのではないかと御質問でございますが、確かに建築制限がかかるため、土地の資産価値は下がるものと考えております。家屋につきましては、災害危険区域であっても変わらないと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

実際、価格につきましては、税務課と都市建設課、ただいま協議をしております。まだどのぐらいというのはお示しできませんが、検討というか調整しておりますので、よろしく願いいたします。

あと、向田地区につきましては、向田も実際には浸水を受けておりますが、河川が荒川がメインでございますので、県管理ということになりますので、ちょっとメニューが、防災集団移転、ないということで、下境と宮原地区ということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 向田地区につきましては、確かに県管理であります。県のほうからそういう申出がなかったのは事実です。

ですが、皆さん、議会のほうからも、災害のあった後に向田地区はどうかのだという御意見をいただきましたので、私のほうで自治会長とかいろんな方に御意見をお聞きしたところ、集団移転を望んでいる方はいませんと私のほうでは御報告をいただきましたので、その後改め

て取り組んではおりません。

もしもそういう意見が出てくるようであれば、私たちも考えることはできるのかもしれませんが、今のところ要望がありませんでしたので、それで議会のほうにも御了承いただいた経緯があるように私の中では思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 当初、向田地区、聞くところによると、うちも浸水しているのに、宮原地区、下境地区だけかという話で、いろいろ聞いて回りました。そしたら、いろいろ話をしたところ、いろいろ煩わしさが出てきたので、もういいやと諦めムードの方が多かったのかなと思います。

それで、危険区域指定というのは、そこも同じ危険区域なんですよね。これは市長が決めればそれでいけるという案だったのかなと認識しているんですが、いずれにしても、向田地区も、そういうことで、きちとした今後の対応を考えておいたほうがよろしいかなと思います。

それと、建物の補償というのは、先ほど平塚議員が言われたとおり、国道を造るとき住宅の補償額、それと今回、国の事業であると思うんですが、それで補償額が違う、低いというような感じを受けておりますので、その辺の調整はぜひしていただきたい。評価は道路の移転と同じような扱いでいくべきだと私は思っております。

それと、土地の評価額が下がりますね。それで限定されます。その評価が下がった分の、先ほどの補償というのはあるのかということも伺ったので、その辺のところをお伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 補償について、道路と今回の防災集団移転で違うのではないかとございまして、それにつきましては国の基準にのっとり算定しますので、同じものでございまして、よろしくお願いいたします。

補償につきましては、税務課と固定資産関係の調整中でありまして、今日はお答えできないということで、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 極端な話、その土地には課税されているわけですから、そこは、こう言うのはなんですけど、価値がない土地になってしまうと私は思いますから、課税は今後はしないと。要するに非課税、要するにそれぐらいまでしないと、しょうがないんじゃないかと私は思っております。

ですから、その辺も税務課とよく丁寧に話し合っていて、市長もその辺に関わっていただいて、被災された方が納得できるような形にぜひしていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私もそのように思っております。ただ、補償はないんです。ただ、固定資産税の減額はできるのではないかなというのは、税務課とも相談をしたいと思っています。そのための第一歩なので、反対されることが起こるとはちょっと思っていませんでした。

皆さんにも、住民にもかなり説明させていただいておりますので、住民からの様々な疑問を皆さんが吸い上げてくださっていることに感謝申し上げますが、事業が遅れてしまうことのほうを不安に思っている方もいらっしゃるので、遂行できるように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） すみません、確認をさせていただきたいと思います。

先日、議員全員協議会がありまして、このお話が出てきました。その後、新聞報道等々もありました。そちらのほうで、この条例は防災集団移転、災害危険区域を指定するために必要なプロセスであると、必要な条例であるということ間違いはないでしょうか、まず1点お願いします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 福田議員のおっしゃるとおり、防災集団移転促進事業をやるに当たっては、まずこの災害危険区域の指定というのが必要になりますので、これがないと先へ進めないということでございますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 必要な手だては打って、ぜひ集団移転のほうで進めるべきだと思っております。

先ほどもありました市民の方の不安、そちらのほうがない条例であるということでもよろしいですか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 不安といいますか、権利が制限される条例でございますので、その点につきましては、やはり御理解をいただく必要があるのかなと思っております。

区域の指定に当たりましては、下境地区、宮原地区におきまして説明会等を開催し、住民によく周知してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○2番（福田長弘） はい。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 先ほどの繰り返しで恐縮ですけども、土地の評価なんですけど、あくまで、この条例を制定して大臣認定を受けるときに、災害危険区域に指定されました、オーケーしました、それでここで制限がかかりますね。そのときに、その人に、まず家屋の調査をして、補償料を設定しますよね。土地が幾ら、建物が幾らというのは、その事前にやるわけじゃないですか。そうすると、評価というのは今現在の評価でやるんですか。ですよね。そうじゃないとおかしいでしょう。それを確認したいんですけど。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 評価につきましてはまだ実施しておりませんで、防災集団移転の事業計画、こちらが、大臣同意をいただいた後に、実際に移転される方の建物、土地を評価しますので、鑑定評価はその時点になりますので、現在のものではございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。評価については、災害危険区域を指定した後に、また改めて評価をするということですね。それが1回目。ということは、評価が下がるという可能性があるということですか。現状、100万円だったものが、これに指定されることによって70万円になってしまうよという可能性はあるということですよね。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 評価替えというのが3年に1回ございます。あとは、税務課のほうで、そういうケースによっては評価を下げるということもやっておりますので、下がる可能性はあるとは思いますが。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、ここでお諮りいたします。

ただいま上程中の議案第9号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、経済建設常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第6 議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第6 議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年8月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の俸給や特別給が引き上げられたことに鑑み、本市特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当について、特別職の国家公務員に準じた引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、期末手当の支給月数を今年度分から0.10月引き上げ、年間3.30月から3.40月にするものでございます。この0.10月分の引上げにつきましては、令和5年分については既に6月分が支給済みのため、12月において0.1月分を加算し、1.75月分を支給する改正を行うものであります。これが第1条の改正になります。

続いて、令和6年度以降は、6月分と12月分をそれぞれ1.7月分にするものでございます。これが第2条の改正になります。

なお、本改正に伴い、議員の皆様の期末手当も連動して同様の引上げとなることを申し添えいたします。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 年間3.3月が3.4月になるということなんですけども、全体では幾らの引上げになるのか。特にこの12月分。0.1か月分をプラスすると、それは全体では幾らになるかという質問でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 三役トータルで29万円ほどの増額になります。

議員分については、後ほどお答えいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） こういう考えが大切なのかなと思うので、あえて質問というか提案したいんですけども、普通、民間企業の場合に、社長とか、給料を上げるとかボーナスを上げるというときには、実績がこれだけ上がったというのが、当然、横に資料がついているんですけど、僕が議員になって初めての頃は、これが出てきたときに、何でそういうのがないのかなと思ったんですけど。そういうので市民に納得させられるような、これは議会も同じなんですけど、というような考えがやっぱりみんな頭の中に置いておく必要があるのかなと思って、あえてどうですかという質問をしますので、回答願います。

要するに、人事院勧告なんです。だからしょうがないと言うけど、そういうことじゃなくて、これだけ実績があるのでどうですかというのが、資料としてつけられるようなことが必要なのかなというのを頭に入れておく必要があると思うんですけど、それについてコメントを一言もらえればと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、今回の特別職に関しては、期末手当の支給になります。勤勉手当であれば、勤勉手当というのがまた別に一般職にはあるんですけども、それはその勤務実績に応じて支払うべきもので、期末手当は勤務実績に応じて支払うべきものではございません。これは、あくまで人事院勧告に基づいて期末手当の支給率が引き上がったという整理でございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） そういうことを聞いているんじゃないかと、上げるというときに、そういう考えがあって当然だろうと。これは人事院勧告が、国が決めているから、だから上がるんですよと、そういうことではないよという質問をしているので、間違いのないようにお願いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） それは、小堀議員がおっしゃる民間でしたら同じだと思います。でも、国に準じて、今、国家公務員でやっていることなので、これによって、うちの市はこれだけの実績がありましたとか、そういうことを言えるのではないと思いますので、申し訳ありません

が、実績というのは、書き添えすることがちょっと難しいのかなど。正直言って、これは横並びでできていることなので、ちょっと違うかなと思っております。御理解をいただく以外の何物でもないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） そういうことを聞いているんじゃないくて、そういう気持ちを持っている必要があるよねということを聞いているのであって、いや、これはしようがないんですというのを御理解いただく、それはもう分かっているわけだから。最初的时候は、そういうことに対して、すごく何でだろうと思っていたので、今、改めてそういうことを確認すべきかなと思って、提案というか意見しているの、それについてのコメントを求めたいだけです。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） それでしたら、もちろんそのように思って、ずっと努めております。一丸となって皆さんと協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第11号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第7 議案第11号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に、本市職員の初任給及び給料月額を引き上げるとともに、期末勤勉手当の支給月数の引上げを行うため、関係条例の所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 詳細説明を行います。議案書をめくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。

第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。これは、今年度の人事院勧告により、期末勤勉手当の支給月数が0.1月分引き上げられ、年間4.4月から4.5月に変更になり、その引上げは、12月の期末手当、勤勉手当でそれぞれ0.05月ずつ措置することとなったことに伴い、改正するものでございます。

続いて、2ページ目から6ページ目にかけては、行政職給料表の改正でございます。これは、民間給与との格差0.96%を埋めるため、職員の初任給及び給料月額を引き上げるものでございます。

7ページ目を御覧になっていただきたいと思っております。

第2条は、令和6年度において、期末勤勉手当の6月期と12月期をそれぞれ同じ支給月数で均等にし、支給するための変更でございます。

続いて、第3条、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

まず初めに、高度な専門的知識・経験を有する者として任用される特定任期付職員についてでございます。

8ページ目を御覧ください。

具体的には、給料月額が引き上げられ、また、期末手当の支給月数を年3.4月に引き上げるため、12月期の支給分に0.1月分上乘せし、対処するものでございます。

次に、専門的一般任期付職員、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を引き上げるものでございます。

具体的には、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正により、職員の給料月額が引き上げられることに伴い、職員給与条例を参酌して、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を引き上げるものでございます。

9ページ目を御覧ください。

第4条、令和6年度において、期末手当の6月期と12月期をそれぞれ同じ支給月数で均等にし、支給するための変更でございます。

続いて、第5条、那須烏山市診療所職員の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。10ページ目から13ページにかけまして、行政職給料表における給料月額の引上げとの均衡を図るため、医療職給料表における給料月額についても同様に引き上げるものでございます。

続きまして、14ページ目を御覧ください。

最後に、附則になります。施行期日等ということで、本条例は、原則として公布の日から施行し、速やかに引上げ分の支給処理を行うものでございます。

ただし、令和6年度以降の期末勤勉手当の支給月数について定める第2条及び第4条については、令和6年4月1日から支給するものでございます。

次の第2項では、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正、第3条、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正及び第5条、那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正のうち、給料月額の改正については、令和5年4月1日に遡り適用するものでございます。

次に、第2条では、既に本年4月から支給された給料については、先ほど御説明したとおり、令和5年4月1日に遡り適用された給料の内払いとして処理し、その差額のみを支給するとした取扱いを規定したものでございます。

続いて、第3条は、今回の改正に伴う詳細な運用事項は、規則で定めることとしたものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案第11号の市職員の給与条例等の一部改正についてということ

で、人事院勧告に基づいて平均改定率が1.1%ということで、若年層に重点を置いて全体的に引き上げるということですが、全体として、給与並びに期末勤勉手当、これらの改正に伴って幾らの増額になるのか、総体で金額で幾らになるのか、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 一般会計、あと全会計、2つに分けてお答えしたいと思います。

一般会計につきましては、給料は約1,050万円程度の増、期末勤勉手当は約1,000万円の増。全会計につきましては、給料で1,150万円程度の増、期末勤勉手当で1,100万円程度の増になる予定でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 2点ほどお伺いいたします。

この給与条例ですが、議員の皆様も2ページ、3ページを開いてみていただければありがたいと思うんですが、行政職給与表、本市の職員の場合は1級から7級まであるわけなんです、1級から2級、また2級から3級と、どんどん今度昇級するわけなんです、それぞれの昇級するまでの期間、1級から2級に昇級するのに何年かかるのか、2級から3級は何年かかるのか。例えば、大卒の場合の平均的な職員の場合で、その年数をお伺いしたいと思います。

私、この後、提案されます補正予算の中から調べましたら、今現在、1級というのは主事、技師で32人いました。2級が主任で29人、3級が主査で57人、4級が係長で39人、5級は課長補佐等で37、6級は主幹で23人、最後の7級は参事、課長級で15名、合わせて232人の体制、それ以外に再任用等の職員がおりますが、この体制でやられているのではないかと思います。繰り返しますが、昇級するまでの期間、これが1点です。

もう一点ですが、本市の初任給、高卒の場合はこの表の1級5号級で16万6,000円、短大卒になりますと、1級の13号で17万6,100円、大卒の場合は1級の21号で18万7,300円、これが本市の初任給になるわけなんです、本市の初任給に対して、県とか、県内のよその市町村の初任給というのは開きがあるんでしょうか。同じではないと思ったものですから質問しているわけです。この辺のところをお伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、1点目の1級、2級、3級に昇級するときの標準的な年数というところでお答え申し上げます。

職員の初任給、給与及び昇給等の基準に関する規則というのを定めておりまして、その中の第6表、在級期間表というのがベースになってございます。大学卒で申し上げますと、1級に

は4年、2級にも4年、3級で8年、4級から係長になってまいります、この表からいくと、17年目で係長になっていくというのが標準でございます。まずそれが1点目の回答になります。

2つ目、初任給の県内との比較でございますが、大卒でお答えいたします。

大卒で申し上げますと、栃木県宇都宮市は1の29、那須烏山市を除いたその他の市町は1の25、本市は1の21ということで、現段階では、県内の市町の中で一番最下位の大卒の初任給基準になっているという状況でございます。

以上であります。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 今の答弁で大体理解をしました。

もう一つ、これは参考のためにお伺いしたいんですが、ボーナス、期末勤勉手当の場合、こういう理解でよろしいのかどうかです。令和5年度のもう6月は支給済みですね。それで、12月は期末手当で1.25、勤勉手当で1.05、合わせて2.30と、こういう支給率でよろしいのでしょうか。期末手当が改正で1.25、勤勉手当は1.05で、合わせて2.3ということで、これでよろしいんですか。

いずれにしても、12月の支給額でもって、合わせて0.1か月引き上げるということ、この理解でよろしいんですね。それだけ答弁いただきます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、6月期分はもう既に支給しておりますので、その分についてもまとめて12月の支給分で、全て、先ほどの答弁のとおり0.1月分、支給するということになります。

これは、あくまで期末手当、勤勉手当、総月数ということになりますので、年間では4.4月から4.5月に変更になる、その0.1月分を今回上乘せして支給する。ただし、令和6年度以降につきましては、6月期と12月期にそれを振り分けますので、また、先ほど令和6年度以降の期末勤勉手当については、支給率の変更がございますという説明をしたところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 令和5年度はそれで分かりました。

令和6年度は、期末手当、勤勉手当、それぞれ6月、12月に支給するわけなんです、ここでもって、これまでの支給よりも0.025ずつ引き上げるというわけですね。0.025、4つ合わせて0.1になるわけですね。これでよろしいですね。はい、分かりました。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第11号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第8 議案第12号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第8 議案第12号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本市においては、現在、コンビニエンスストアにおいて、マイナンバーカードを利用して、住民票、印鑑証明書、所得証明書、課税証明書及び住民税決定通知書の5種類の証明書を交付しております。

県内他市町においては、本市を除く24市町のうち、16市町が窓口の交付手数料をコンビニより高く設定しており、うち12市町が窓口の交付手数料を300円としております。こう

した県内他市町における窓口とコンビニの交付手数料の取扱いとの均衡を図るため、5種類の証明書交付手数料について、窓口交付は200円から300円に引き上げ、コンビニ交付は200円のまま据え置くための所要の改正を行うものであります。

令和4年度から証明書のコンビニ交付を開始したところであり、令和4年度の交付件数は1,363件で、証明書1枚当たりの交付コストは3,694円であります。令和5年度における交付件数は、年間で2,700件になる見込みであり、この場合、証明書1枚当たりの交付コストは1,864円となり、令和4年度と比較し、半減いたします。

なお、窓口交付される5種類の証明書の窓口交付件数を、約1万5,500件のうち7割近くがコンビニ交付へと移行した場合、証明書1枚当たりの交付コストは約460円になり、現在の窓口交付の交付コストの同程度にまで減少いたします。

証明書のコンビニ交付につきましては、市民の利便性向上及びマイナンバーカードの交付率向上につながる効果が期待されるとともに、コンビニ交付手数料を200円に据え置いたとき、コンビニ交付へ誘導することで、証明書1枚当たりの交付コストや、窓口職員の人件費削減など、行政改革にもつながる相乗効果の高い取組でございます。

本案の趣旨を何とぞ御理解いただき、可決、御決定いただきますよう心よりお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 窓口手数料の値上げということですが、現在、コンビニでそういう書類を取られている方は、約10分の1だと聞いております。1割程度だと。残りは窓口で行われている。

窓口へ来られる方というのは、えてしてコンビニで書類を取ることが難しいと思われる方が多いと思います。もっと言えば、正直、年配の方が多いのではないかと思います。年配の方々は、裕福な方ばかりではございません。現在、物価高騰の折、生活が苦しくなっております。そういう中で、この値上げというのは理解できない。

さらに言えば、コンビニへ誘導するというのであれば、逆にコンビニの手数を100円下げたらいかがですか。やめるとは言いませんが、100円下げれば、もっと利用する方がおられるかもしれません。マイナンバーカードを使ってコンビニで取るということが苦手な方がかなりおります。

7割を目指すということですが、いつ頃までに7割を目指そうとしているんですか。お伺いします。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） まず、コンビニ交付の手数料を下げるべきではということでお話がありましたが、実際の経費といたしまして、人件費、物件費等を計算いたしますと、コンビニ交付のほうは、先ほど市長提案にもありましたとおり、証明書1枚当たり3,700円程度、今現在かかっておりますので、なかなか下げるといことは難しいかなというところであるかと思えます。

それから、今現在、窓口のほうに来られているお客様といたしましては、なかなか把握し切れていない、年代ごとにといことで統計は取っておりませんので、なかなか難しい、把握はできていない状況でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） いずれにしても、年配の方、生活弱者と言われるような方が結構多いのかなと、窓口に来るのは。そういう方に負担を与えてどうするんですか。

他の市町を見習って均衡を図るためと言いましたが、均衡を図る理由は何ですか。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） すみません、先ほど7割をコンビニ交付のほうにといことで、答弁が漏れました。

7割ということで、今回、この差額をつければ、かなりコンビニのほうには流れるかなといふことで期待はしております、なかなか何年後というふうな答弁は難しいかなと思いますが、近い将来ということもないとは思いますが、なるべく7割に近づけるように誘導していきたいと考えております。

あと、高齢者のほう、最近やはり車社会ということで、かなりの方が車で移動できるということで、そのような方はコンビニで対応をしていただければといふことで考えております。

他市と均衡を図るといふところなんですが、ほかの町と比較して、300円と200円といふことで差額をつけるというところで、24市町のうち半分の12市町がそういった設定をしておりますので、そちらのほうを参考として設定したところでございます。その理由としては、ほかの市町と同じようにしておきたいといふところがございまして、あとは経費についても勘案しまして、300円、200円というところで決めたところでございます。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 非常に納得がいかない答弁でありました。他の市町といふことで均衡を図るといいますが、差額があるのは半分ですよ。

それで、よく職員の方が言われるのは、他の市町の動向を踏まえてとか、そういうことを申

しておりますが、なぜ那須烏山市独自のそういうことをやらないのでしょうか。弱者に優しい那須烏山ということを考えれば、窓口に来られる方の手数料を値上げするという事は、到底理解できない。

だから、さっき言ったように、那須烏山市で、結局コンビニ手数料というのは500万円ぐらいかかっているんですけど。であれば、そちらを安くしてどんどん誘導させたらいかがですか。そうすれば、今は1枚当たりの交付コストが三千幾らかかっているから、もっとそれを安くするためには、コンビニに7割ぐらい誘導すればなると言いますが、手数料を100円にして、もっと、どんどん誘導させたらいかがですか。そうすれば、窓口に来られた方の負担はなくなりますね。今までどおりですよ。それぐらいの負担は、市ではできないんですか。私は、弱者のために値上げするべきではないと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか、答弁は。

○4番（堀江清一） はい、結構です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 今回の引上げは、証明書のうち、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書及び住民税決定通知書の5種類ということでございますが、これらを令和5年度ベースで200円を300円に引き上げますと、幾らの値上げになりますか。

まだ5年度は終わらないけれども、4年度、5年度で幾らになりますか。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 令和4年度ベースで総枚数が約1万6,000枚、出ておりますので、そちらのほう掛けることの100円ということで、160万円ほど上がると思われま。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 何点か質問させていただきます。

これまでの公共料金を引き上げる、その場合の理由ですが、大体、行政経費がこれまで以上かかるようになったから、その一部を市民の皆様にも負担してもらおうと、そういうことで引き上げていましたね。今回は、コンビニの関係の費用、年間500万円ほどかかる、その事業の何とか実績を上げようとして、今回の引上げになったのではないかと考えているんです。

そこで、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、コンビニ交付を積極的に推進するために、この条例制定以来、いかなる方策をされたか、努力をされたかです。これがまず1点目です。

2点目です。手数料に差をつけることによって、コンビニ交付割合が年間いかほど上昇すると予想されているのか。これは先ほどの市長の説明の中にもありましたが、もう一度お伺いします。

あと、3点目ですが、窓口交付がどんどん減少します。そうしますと、人件費削減というのは何年後に可能になるのか。例えば、今まで2人いたところが1人になる、3人いたところが2人になる。具体的に1名減になるというのはいつなんですか。これについてお伺いします。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、お答えしたいと思います。

コンビニ交付を積極的に推進するため、条例制定以来いかなる方策を取られてきたかというところなんです。市といたしましては、市のホームページ、お知らせ版等により周知を図ってまいりました。

また、窓口において、住民票、印鑑証明書等を取りに来られた方に、積極的にコンビニに行ってくださいようにお知らせをしております。また、マイナンバーカードを取りに来られた方について、コンビニでも証明書が取得できますよということで周知はしております。

それから、コンビニ交付の割合が年間いかほど上昇すると予測されているかというところなんです。令和5年度につきましては、昨年度の約2倍の交付数を見込んでございます。こちらについては、9月末時点の比較なんです。窓口交付のほうなんです。住民票、印鑑証明書のほうは約2割減となっております。税証明については、約6%の減少となっております。

令和4年度につきましては、住民票が8,754枚、印鑑証明書が7,033枚、税証明が1,782枚ということで、計が1万6,000枚ぐらいなんです。これがコンビニの交付枚数につきましては、住民票が654枚、印鑑証明が635枚、税証明が74枚の1,363枚になります。

こちらを計算すれば、コンビニ交付が全体の約8%程度ということになりますが、令和5年度9月末時点で計算しましたところ、約13.6%の交付率となっております。

これらを考慮しますと、今現在でかなりの割合が増えておりますので、手数料に差をつけることによりまして、さらに増加してくるかと思われま。

こちらのほうが、差をつけることでいかほどというところなんです。なかなか予想がつきづらいところございまして、今現在で倍近い割合で増えておりますので、さらに増えるものと思っております。

それから、人件費削減、何年後に可能となるかというところなんです。こちらにつきましても、なかなか予想が難しいところがあるんですけども、窓口交付に費やしている時間を別

の業務に回すことができるようになりまして、時間外手当とか、そういった削減ができるという事で、人件費の削減にはつながると思われませんが、人員の削減につきましては、現在のペースでコンビニ交付のほうが増加いたしますれば、近い将来というのは難しいとは思いますが、人員の削減についても何年後かにはできるかと思われま。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） ただいまの課長答弁によりますと、まず一番の問題は人件費なんです。人件費の削減はほとんど見込めないと、私は今、察したんです。

それで、交付割合なんです。令和4年度の行財政報告によりますと、私、これ集計したんですが、集計した率にしますと、コンビニが8%、窓口が92%、8対92の割合でした。それが先ほどの課長答弁によりますと、5年は既に2倍以上になっているということで、これは今回のような引上げをしなくても、どんどん上がっていくんじゃないですか。引上げの必要はないように私は感じられました。

それと、コンビニの交付といっても、まずはマイナンバーカードを取得しないと利用できないわけなんです。マイナンバーカードの交付率は現在何%ですか。それと、100%は無理にしても、90%台というのは何年後になる予定ですか。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） マイナンバーカードの交付率でございますが、10月末現在で77.14%でございます。

こちら、マイナンバーカードの交付率を上げるためにも、コンビニへの誘導をしていきたいということもありまして、90%というのはなかなか難しいと思うんですが、来年度、秋にはマイナンバーカードと保険証が連携されることもありますので、そちらのほうでかなり増えてくるのではないかと予想はしておりますが、100%を目指して頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 中山議員、よろしいですか。

○14番（中山五男） 了解です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今までの討論を含めて質問させていただきます。

各種証明書のコンビニ交付の件に関しては、私も一般質問とか日頃の質疑で、実際に本市でも取り入れることをお願いしてきたものなんですけれども、今回、手数料を改定するに当たっ

て、他市町の状況を参考にされたということなんですけれども、他市町のほうで差をつけたことによって、どれくらい変わったとかというような具体的な数値だったりとか、情報共有というか、お話を伺ったことというのはあるんでしょうか。

取りあえずそれをお願いします。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 他市町の状況につきましては、確認までは取ってはいないんですが、話の中で、コンビニ交付したところ、窓口のほうが減ったというような話は聞いております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 値上げすることによって差をつけることというのはできると思う、確かに、選択肢として安いほうを選ぶということはあるかなと思うんですけれども、あんまり住民票とか印鑑証明書というのは、安くなったから取りに行くかというものではないと思うんですけれども、単純な誘導であれば、例えば期間的にも何か月間とか、例えば100円引きとか、そういうもので対応することもあったのかなと思うんですが、そういったことに関しては検討されなかったのかということをお伺いしたいです。

それと、中山議員からも質問ありましたけれども、人件費の削減ということで、効果を確認するために具体的な数値目標の設定とか、そういったものをした上で、本気で移行していかないと、なかなか効果が見えないと思う。デジタル化を進めるに当たり、今回、例えばキャッシュレスでPay Payをプレミアム商品券の代わりに使っていただいたことによって、かなり利用が増えたかなという印象とか、声を聞いているんですけれども、そういうふうには何か大きなキャンペーン的なことをやる予定というのはないんでしょうか。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 期間的な割引等につきましては、他市町のほうでは、今年度についてとか、そういった期限的なものでやっているところはあったんですが、本市といたしましては、かかっている経費を勘案しまして、今回計上している300円、200円ということで考えたところでございます。

それから、人件費に関する点でございますが、今後、DXのほうで、いろいろと窓口のほう、調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 取りあえず、この価格の差異とかそういったもの、住民サービスの窓口とコンビニ交付での違いとか、そういったことを理解していただくためにも、実際、多機能交付機ですか、マルチコピー機を置いてあるコンビニとかにも、ぜひとも職員のほうで行って

お願いをした上で、それを理解していただけるようなチラシとか、もしくは何かそういったものをレジに貼っていただくとか、会計の際に見て、コンビニのほうが100円安いですとか、そういったものをぜひやっていただいて、地道に認知度を増やして、実績件数を上げていていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 御提案ありがとうございます。今後、周知につきましては、いろいろな方法で検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教議員。

〔16番 平塚英教 登壇〕

○16番（平塚英教） 議案第12号 那須烏山市手数料条例の一部改正について、反対討論を行います。

まず、物価高騰の折、市の公共サービスの引上げに反対であります。また、同じ市の公共サービスにもかかわらず、市民手数料に格差をつけることに反対であります。

マイナンバー交付率は77.14%ですが、コンビニ交付はその1割ということであります。窓口交付利用者は、この5種類の証明書を引き上げても160万円の負担になりますが、コンビニの交付の500万円の経費のために引上げをすると、これは本末転倒であります。

窓口交付を利用されない方は、マイナンバーを使えない高齢者、コンビニのない地域住民が町に来るのであれば、役場に直接行って交付を受けたほうが良いということをやっているわけで、そういう方々にコンビニ交付のための負担をかけるというやり方には反対であります。

現在、市当局は新庁舎整備を進めておりますが、この改定は、なるべく住民の皆さんには市役所に来てほしくないと、こういうやり方でございますので、こんなものには到底同意できません。

マイナンバーカードの押しつけは、市民の情報漏えいにもつながっておる現状もあり、全国的に問題になっております。

そういう点を踏まえて、この手数料の改定には反対であります。

以上です。

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

2番福田長弘議員。

〔2番 福田長弘 登壇〕

○2番（福田長弘） 私は、那須烏山市手数料条例の一部改正について、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

物価が高騰すれば、住民票等の証明書交付に係る人件費や消耗品等も、御多分に漏れず高騰することになります。このような中、コンビニの手数料を引き下げるとは、市の厳しい財政状況を何ら勘案することなく、世の中の経済状況も無視した、単に市民の受けを狙った考えであり、議員としての責務放棄だと言わざるを得ません。

いろいろございましたが、また、窓口の手数料を据え置き、窓口とコンビニの手数料を同等のものとするのは、コンビニ交付の増加に拍車がかからず、市民の利便性向上や窓口職員の人件費削減等ができないばかりか、国策でもあるマイナンバーカードの交付率向上や行政事務のDX化の取組とともに、相反することになってしまいます。

市長の提案理由にありましたように、証明書のコンビニ交付につきましては、市民の利便性向上及びマイナンバーカードの交付率向上につながる効果が期待されるとともに、コンビニ交付手数料を200円に据え置き、コンビニ交付へと誘導することで、証明書1枚当たりの交付コストや窓口職員の人件費削減など、行政改革にもつながる相乗効果の高い取組でございます。

物価が高騰する中ではございますが、窓口の手数料を引き上げるにより、コンビニ交付を増やそうとする執行部の考え方は、他市町と同様、極めて常識的であり、私は執行部の条例改正案に賛成すべきと考えます。

条例が可決できますことをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結し、採決したいと思います。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 採決いたします。日程第8 議案第12号 那須烏山市手数料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時00分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

午前中に審議いたしました議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の平塚議員の質問に関し、議会事務局長から追加答弁がございます。

菊地議会事務局長。

○事務局長（菊地唯一） 午前中の平塚議員の質疑に関しまして、追加答弁をさせていただきます。

今回の条例改正によりまして、議長が4万2,550円、副議長が3万4,500円、そして議員が3万1,050円の引上げとなりまして、全体といたしまして、48万700円の引上げとなります。

以上です。

---

◎日程第9 議案第14号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第9 議案第14号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、個人番号カードに格納されている電子証明書をスマートフォンに搭載することが可能になったことに伴い、コンビニ交付サービスを利用し、印鑑登録証明書を取得する際に、個人番号カードを搭載した電子証明書を利用する方法に加え、新たに、スマートフォンに搭載した電子証明書を利用する方法を追加するため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、スマートフォンを利用したコンビニ交付サービスを本市が開始する日に合わせ、令和6年1月1日としております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 1点、文言の解釈で私、分かりませんので、お伺いしたいと思います。

「コンビニ交付となる移動端末設備」とありますね。これは具体的にどんなものなんですか。お伺いします。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） ただいま御質問の移動端末設備につきましては、俗に言うスマートフォンのごとでございます。

マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用して、スマホ用電子証明書を搭載するものということになってございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） では、例えば私もスマホを持っていますが、それで今度は取得することができるかと、そう理解してよろしいんですか。

分かりました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第14号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎日程第10 議案第15号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第10 議案第15号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、内閣府令により、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、国の基準に合わせて、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、特定教育・保育施設が特別利用教育を提供する場合に対応するため、その利用定員と選考に係る読替規定の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第15号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第1号から日程第18 議案第8号までの令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について、令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、令和5年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）について、令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について、令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第3号）についての8議案については、いずれも令和5年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

---

◎日程第11 議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について

◎日程第12 議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第13 議案第3号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第14 議案第4号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第15 議案第5号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第16 議案第6号 令和5年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第

1号)について

◎日程第17 議案第7号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第2号)について

◎日程第18 議案第8号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(渋井由放) よって、議案第1号から議案第8号までの8議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長(川俣純子) 議案第1号から議案第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ2億3,821万9,000円増額し、補正後の予算総額を126億9,747万6,000円とするものであります。

今回は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種の支援事業や、公定価格の改定に伴い、不足が見込まれる保育委託費、防災集団移転促進事業計画の策定、9月の豪雨災害に伴う災害復旧工事、人事院勧告に伴う会計年度任用職員報酬や職員人件費等に必要な予算を編成したものであります。

また、地域包括支援センター運營業務委託につきまして、翌年度以降の事業実施に必要な債務負担行為を追加するものであります。

それでは、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費につきまして、南那須庁舎管理費は、漏水に伴う修繕費等の計上であります。

学生応援事業費は、企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、市内出身の大学生へ特産品等を送付する支援事業費の計上であります。

社会保障・税番号制度システム整備事業費は、マイナンバーカード氏名のローマ字表記等に対応するシステム改修費の計上であります。

地域交通対策費は、臨時交付金を活用したエネルギー価格の高騰に対する支援として、デマンド交通運行事業者への交付金の計上であります。

民生費につきまして、障害児支援事業費は、放課後等デイサービスや児童発達支援の利用者の増加に伴う扶助費の計上であります。

後期高齢者医療制度事業費は、後期高齢者健診事業等に係る広域連合からの受託事業収入につきまして、後期高齢者医療特別会計への繰出金の計上であります。

児童福祉事業費は、臨時交付金を活用したエネルギー価格高騰に対する支援として、私立保育施設への補助金の計上及び私立保育施設おむつ処理費に対する補助金の計上であります。

私立保育施設運営委託事業費及び広域利用保育委託費は、公定価格の改定等に伴う負担金等の計上であります。

衛生費につきまして、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業費は、ワクチン接種の健康被害が認定されたことに伴う扶助費の計上であります。

農林水産業費につきましては、農業振興費は、企業版ふるさと納税による寄附金の事業推進主体への交付金の計上であります。

農地振興費は、臨時交付金を活用したエネルギー価格高騰に対する支援として、土地改良区への補助金の計上であります。

団体営土地改良事業費は、那珂川流域の境堰の改修工事に伴う補助金の計上であります。

商工費につきまして、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費は、臨時交付金を活用した物価高騰に対する支援として実施しましたキャッシュレス決済に対するポイント還元事業につきまして、好評により、事業費に不足が見込まれることから、所要額を計上するものであります。

また、同じく臨時交付金を活用したエネルギー価格高騰に対する支援として、トラック運送事業者への交付金の計上であります。

土木費につきまして、防災集団移転促進事業費は、防災集団移転促進事業計画の移転促進区域の設計等、追加業務に伴う委託料の計上であります。

教育費につきまして、中学生海外派遣事業費は、急遽、事業中止となった中学生海外派遣事業の代替事業として、福島県ブリティッシュヒルズにおいて語学研修を実施することとしたことに伴い、予算の組替えを行った結果、生じた不用額の計上であります。

小学校施設管理費は、点検の結果、修繕が必要とされた遊具の修繕費等の計上であります。

いきいき交流館管理費は、漏水に伴う修繕費等の計上であります。

災害復旧費につきまして、農地・農業用施設災害復旧事業費は、9月の豪雨により被災した三箇及び落合の取水堰の復旧に伴う工事費等の計上であります。

次に、歳入であります。

分担金及び負担金は、農地・農業用施設災害復旧事業費災害復旧事業に係る地元団体の負担

金等であります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の該当事業に対する交付金、私立保育施設運営委託事業及び広域利用保育委託費に対する補助金、防災集団移転促進事業計画策定事業に対する補助金等であります。

諸収入は、後期高齢者健診事業等に係る広域連合からの受託事業収入であります。

不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

なお、寄附金は、企業版ふるさと応援寄附金として頂いた寄附金の増額計上であります。寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った事業に予算措置しており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

次に、議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入歳出予算をそれぞれ1,971万5,000円増額し、補正後の予算総額を33億1,382万8,000円とするものであります。

歳出の内容は、給与改定に伴う職員人件費の増額、制度改正に伴う産前産後期間の保険税減免を行うためのシステム改修委託料の増額、保険給付費等普通交付金の前年度精算に伴う償還金を計上するものであります。

なお、財源につきましては、県支出金、一般会計繰入金及び前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入歳出予算をそれぞれ86万1,000円増額し、補正後の予算総額を5,789万円とするものであります。

歳出の内容は、給与改定に伴う職員人件費及び会計年度任用職員の人件費の増額を計上するものです。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計の歳入歳出をそれぞれ51万5,000円増額し、補正後の予算総額を4,724万4,000円とするものであります。

歳出の内容は、給与改定に伴う職員人件費及び会計年度任用職員の人件費、また、診療所で使用している洗濯機が故障し、修理対応不能のため、新たに購入するための増額を計上するも

のです。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ29万5,000円増額し、補正後の予算総額を3億9,635万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、過納となった保険料を還付する保険料還付金に不足が見込まれるため、増額するものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

また、後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施している後期高齢者健診事業の歳入について、後期高齢者医療特別会計から一般会計に振替を行い、一般会計から繰り入れる予算振替を行うものであります。

次に、議案第5号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,915万円増額し、補正後の予算総額を29億3,338万8,000円とするものであります。

歳出の内容は、保険給付費及び地域支援事業費の増額でございます。

なお、財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

また、9月に議決となりました債務負担行為につきましては、一般会計へ移行することにより、廃止となるものであります。

次に、議案第6号 令和5年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、那須烏山市境財産区特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ265万3,000円増額し、補正後の予算総額を335万3,000円とするものであります。

歳出の内容は、11月1日付で旧境保育園を那須烏山市から下境自治会に無償譲渡したことを受け、境財産区補助金制度を活用し、下境自治会が行う旧境保育園の改修工事に対する補助金として、265万3,000円を交付するものであります。

歳入の内容は、前述の財産として、基金繰入金を増額するとともに、前年度繰越金を精査し、その減額分を基金繰入金で調整するものであります。

次に、議案第7号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、収益的支出を558万9,000円増額し、補正後の予算総額を5億7,175万円

とするものであります。

主な内容は、配水管及び給水管の漏水対応に係る修繕費の増額であります。

また、水道料金システム機器賃借料につきまして、翌年度以降の事業実施に必要な債務負担行為を追加するものであります。

最後に、議案第8号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の収益的支出を194万4,000円増額し、補正後の予算総額を3億6,954万9,000円とするものであります。

内容は、栃木県発注の主要地方道宇都宮那須烏山線道路改良工事に伴うマンホール蓋の高さ調整工事及び人件費の給与改定に伴う人件費の増額であります。

以上、議案第1号から第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 質疑じゃないんですけど、タブレットに議案第2号が入っていないんです。

○議長（渋井由放） 一度休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時27分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） まず、一般会計補正予算のほうから何点か質問させていただきます。

まず、23ページですね。項目をもしかしたら聞き間違えたかもしれないんですけど、地域子育て支援一般型事業費ですか、こちらはおむつ持ち帰りの件でお話しいただいたと思うんですけども、こちらの本市内での現在のおむつ持ち帰りの対応は、全ての施設で対応されているのか、その状況について、まず1つお伺いします。

それと、25ページの新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業費ですね。こちらのほうで、現在の接種率もそうなんですけど、接種券みたいなものがいつも送られてくるんです

が、私は3回目以降、行っていないんですけれども、現在、若年層も含めて、接種がどのような推移をたどっているのかですね。

あと、それによって、例えば在庫とか廃棄があるのかとか、その点についてお伺いします。

それと、27ページの新型コロナウイルス対策商工業支援事業費、こちらは一般質問でも御質問されている方がいらっしゃると思うんですけれども、ちょっとお伺いしたいのが、まずこちらの総事業費が、これは補正で組まれたものなんですけど、幾らになるのかという点と、あと、こちらは要望としてなんですけれども、次回はぜひ還元率20%でやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。30%という金額はかなり魅力的だったんですけれども、その分、予算の消費も激しい。キャッシュレス決済でのポイント還元事業をやっているところと、やっていないところの違っていて、結構ほかで見ていると思うのは、大きな観光地で、外から多くのお客さんが来るようなところというのは、地元向けに紙ベースで商品券として販売しているところが多いなど。逆に、観光資源がそんなになくて、交流人口を増やしたいというようなところは、こういうキャッシュレスでの、不特定多数の人間がコード決済を使うことによって利点を得られるようなところになっていると思うんですね。

ただ、その両方の利点をうまく生かすためにも、キャッシュレスの交付率を30%じゃなくて20%に下げ、1回当たりの会計の上限額をある程度制限することによって、予算の消費額を刻むことによって、より多くの受益者が得られるような制度設計に今度はしていただきたいと思うんですが、そこら辺に関して、いかがでしょうかということですね。

あと、31ページの小学校施設管理費、遊具の修理とあったんですが、こちらについて詳細を教えてください。

あと、33ページの一般職員人件費、396万円減となっているんですが、こちらについても内容を教えてください。

それから、境財産区のほうでは、市有の施設を下境自治会へ譲り渡すというふうなお話だったと思うんですけれども、その用途が何になる予定なのかというのを改めてお伺いしたいのと、その固定資産税の納付というのはどうなっているんでしょうか。そこら辺について教えてください。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、私のほうから、まず23ページ、おむつ処理の件でございます。

今回、おむつ処理に関しましては、23ページの児童福祉事業費、それと特別保育事業費のほうで助成をしております。

荒井議員質問の、全ての施設でおむつ処理に関しては対応しているのかということですが、全ての施設において対応しているということでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） では、私のほうからは、25ページのコロナの予防接種の状況についてお答え申し上げます。

令和5年度の秋開始接種につきましては、9月20日からスタートしておりまして、当市におきましては、現在のところ12月10日を最終と考えているところではございました。申し上げますと、保健福祉センターにつきましては12月20日、那須南病院については11月中には既に終了しております。

接種の状況でございますが、全体の接種の数というのは、申し訳ありませんが、市のほうではなかなか把握しにくいところもございまして、施設とか市外で接種する方がいらっしゃるものですから、把握し切れないところがございます。

その中で、65歳以上につきましては、両方の会場で接種した方なんですけど、11月15日現在で、住基人口上9,386人中3,994名、42.6%が接種完了となっております。見込みとしまして、最終的には5,324人程度、大体57%程度は接種が完了するのかなと見ております。

12歳から64歳につきましては、全部で1万3,226名いらっしゃるんですけど、11月15日現在の接種完了者が1,126名、全体の8.5%となっております。最終的には1,980名程度、15%は接種完了なのかなと見込んでおります。

ワクチンの状況でございますが、国のほうの供給がなかなか追いついていないところが現状でございます。ですので、ここ最近につきましては、ワクチンが供給されるのが確認された段階で予約枠のほうを開けまして、予約を開始している状況でございますが、なかなか予約のほうも、皆さん、申込みがないような状況のところもございます。

今後でございますが、ワクチンの供給が不安定なところはあるんですけど、年明けに140名程度の供給が見込まれるところでございますので、供給が確定しましたら、小規模の集団接種を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） それでは、キャッシュレス決済事業につきまして、お答えさせていただきます。

まず、総事業費が幾らになるかという御質問に対するお答えです。

こちらは、サービス事業者への委託料その他事務経費、あるいは事業者への支援金等を含めまして、最終的には予算額が5,768万2,000円という予算計上を、今回させていただいております。

続いて、次回の還元率を20%でという御意見というか、御質問でございました。

今回、30%で実施させていただいた背景には、今回が試行的取組ということで、なるべく多くの方にこれを使うきっかけになればということで30%、さらに昨年実施したプレミアム商品券もプレミアム率が30%だったこと、それを勘案しまして、今回30%で設定させていただいております。

現在、そういった各使った方のアンケートを集計している最中でございますし、また、事業者からの各種統計データを今後、頂く予定でございます。それらを含めまして、今後実施する場合は、還元率の設定等も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） それでは、学校教育課関連で、小学校の遊具関係の御質問をいただきました。

まず、小学校施設管理費173万3,000円のうち、遊具修繕に関する費用ですけれども、115万5,000円を計上しております。

内容についてですが、夏休みに全小学校の遊具点検を行いました。その結果、荒川小学校の15人用の低鉄棒と4連ブランコ、それと境小学校の6連ブランコ、烏山小学校の複合遊具、こちらにつきまして危険な箇所が見つかりましたので、修繕するものです。現在は、使用禁止にしております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 33ページのところで、社会教育総務費の給料300万円減の件でございますが、これは人事異動に伴って精算をしたことから、減が発生したことになります。まずそれが第1点。

それと、境財産区の11月1日で下境自治会に旧境保育園を譲渡したことから、そのものについては今後、公民館として活用するということです。

固定資産税につきましては、引き渡した後、公民館的使用なので、申請に基づいて非課税扱いになってくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 一通り答弁いただきまして、ありがとうございます。

簡単にお伺いしたいんですけども、まず、おむつのほう、持ち帰り、市内全施設で対応していただいたということなんですが、利用者さんからの評判とか何かあれば、教えてください。

それと、あとワクチン接種の件なんですが、今は供給が追いつかなくて、予約ごとに発注しているような状況ということで、廃棄はないということよろしいのでしょうか。その確認を1点お願いします。

キャッシュレスの件は、今、アンケートを取って検討していただいているということで、了解しました。

31ページの小学校の遊具の件、御説明いただいたんですけども、点検によって修繕が必要だということが分かったということなんですが、こちらの修繕に当たって、例えば遊具の使用を、例えば一部バリアフリーに変えるとか、そういったことというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） おむつ処理のほう、施設のほうということで、利用者の声ということですけども、家庭でのそういった処理の手間が省けたということで、よかったという声は聞いております。

以上です。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ワクチン接種の廃棄でございます。

現在、XBB. 1. 5のワクチンを使っております。その以前に使ったものにつきましては、一切使えないことになったものですから、そちらに関しましては廃棄いたしました。

あと、予防接種のときに、ワクチン1本当たり、6本の注射が取れることとなります。ですので、接種の人数的に合わないときには廃棄させていただくことはございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 遊具の修繕の件ですけども、今回の予算につきましては、あくまでも修繕ということで考えております。古くなったり、使えなくなったりした場合に、新しく遊具を導入するというような場合には、バリアフリーとかそういったものについても検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ありがとうございます。

すみません、岡課長のほうで、ちょっと分からなかったんですが、昔のワクチンが一切使えなくなったという経緯がちょっと私、分からないので、そこを教えていただきたいです。

あと、遊具の件なんですけれども、改修のやり方にもよると思うんですけど、対応できるところは、ぜひいろいろ考えて、多くの子供たちに使っていただけるように対応していただきたいと思いますと思います。

岡課長、お願いします。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問でございますが、国のほうから指示がございまして、過去のワクチンについては一切、使わないようにというような指導がありました。株がもうXBBに移っているものですから、過去のものを打ってもあまり効かないという感じなのかと捉えております。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 検討させていただきます。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 一般会計補正予算についてですが、15ページの一番下、農地利用最適化交付金、これはどのようなところに交付されたのでしょうか。

それと、31ページ、防災集団移転促進事業費、4,180万円ですかね、これの詳しい内容をひとつよろしくお願いします。

では、その2点、お願いします。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、農地利用最適化交付金518万6,000円についての御質問にお答えします。

こちらにつきましては、農業委員18名と、農地利用最適化推進委員、25名おります。合計43名でございます。その両委員が行います農地パトロール、農地利用状況調査、また担い手の農地利用集積に向けた利用権設定、農地中間管理権の設定、また、離農する農家からの営農相談等に対する活動実績に対する国からの交付金でございます。

実績については、来年3月に確定いたしますが、1人当たり9万円の活動実績としての報酬を見込んでおりまして、43名分、国のほうから支給されるということで、今回518万

6,000円を計上したところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 31ページの防災集団移転促進事業費の4,180万円でございますが、令和5年度当初予算におきまして、防災集団移転の事業計画は作成しております。

今回の補正につきましては、個別相談会等におきまして、移転先について、ほかにはどうですかという意見を出されておりますので、そちらの調査を進めるということで、そういう予算を今回、計上させていただいておりますので、詳しいということでございますが、その調査ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 農業用最適化交付金は、了解しました。

防災集団移転促進事業費の4,180万円、これは国庫補助金が1,900万円入っておりますね。それで、一般財源から2,280万円。

当初予算でも、随意契約で、いわゆるリンケージですか、そこに6,000万円ほど入っております。合わせると、約1億円。調査費、事業計画を策定する業務委託なのかなと思われませんが、個別相談会によって、さらに調査をする必要があるということだったんですが、この調査は最初から見込むことができたのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 当初におきましては、まず移転候補地につきましては、下境であれば旧境小、宮原につきましては、十分検討した結果、公民館の北西側に1か所をお示ししたと。

その後、小規模相談会、個別相談会におきまして、そういった意見が出されたということで、今回の補正ということでございますので、当初におきましては、私どもとすれば、どちらも1か所ずつを想定しておりますという経過でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） そうすると、下境地区は旧境小学校付近というのは当初、想定されたと思うんですね。宮原地区においては、宮原八幡宮の北側とかの畑地帯というふうなところを最初、想定しましたね。それで、さらに違う土地を個別相談会で示されたので、その調査ということで認識してよろしいですか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 住民からの要望、市としての考え、そういったものを含めまして調査を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） まず、一般会計の6、7ページなんですが、地域包括支援センター運営業務委託ということで、債務負担行為、令和6年度となっております。

これは業務委託というのを社会福祉協議会に委託するというようなことで進めるのか、あるいは民間にお頼みするという事なのか、その中身について、また運営の方法について説明をお願いいたします。

次に、先ほどおむつの処理関係は理解できたんですが、23ページの下に、その下に、広域利用保育委託費というのがありますよね。これはいわゆるほかの市町のほうに保育を委託している、その負担金を払うのか、あるいはほかの自治体から子供を預かって、その費用の一部を市が負担するという事なのか、この辺の人数とか中身について説明をお願いいたします。

次に、31ページなんですが、まず集団移転で、先ほどの堀江議員の質問に続くんですけども、これは下境1か所、宮原1か所というふうに指定して、地元からもそれ以外にいろいろ要望が出たり、行政の考え方があって、それを両方含めて、移転先調査を検討するという答弁でいいですね。

その際、これはやってみないと分からないというのものもあるんだろうけど、成果物はいつ頃、出るのかですね。先ほど集団移転に伴う災害危険区域指定の条例を審議しましたけれども、簡単に言えば、その事業を、大臣の同意をいただくわけなんですけど、少なくともその前にはある程度まとめることができるということなのか。その辺がやっぱり地元としては、条件の1つとして、移転先がきちっとなっているということが非常に大事なことなもので、その辺の進め方というんですかね、それは行政としてはどんなふうに進めたいと考えているのか、お示しいただければと思います。

次に、その下の住宅・建築物安全ストック形成事業費というのが、518万8,000円減額になっていますね。これについて、国の支出金と一般財源がマイナスになっているわけなんですけど、この中身がどうして減額になったのか、説明をいただければと思います。

それで、議案第6号の境財産区の件なんですけれども、これは補足の質問になっちゃうかもしれないんですが、今年の11月1日付で、旧境保育所を下境自治会へ譲渡したというようなお話だったんですけど、譲渡して、下境自治会としてトイレ改修とかいろいろな工事をするということで、この境財産区から拠出金を出すということだと思うんですけど、これからはいわゆる管理運営費というんですかね、電気料とか保険とか、様々な公民館運営費については地元が負担するという理解でよろしいのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 平塚議員より御質問のありました債務負担行為、地域包括支援

センター運營業務委託について、御説明申し上げます。

現在は、旧南那須に関しましては社会福祉協議会、旧烏山に関しましては敬愛会のほうで業務を受けていただいております。今までは、ほかにやっただけの業者がなかったものから、随意契約でお願いしていたところがございますが、来年度につきましては、競争原理、透明性を考えまして、競争入札で実施したいと考えまして、このたび債務負担行為のほうを組ませていただいて、年度内に準備等の調整をしたいと考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 私からは、23ページ、広域利用保育委託費1,433万8,000円について、御説明いたします。

これは、公定価格の改定によりまして、本市外の特定教育・保育施設への施設型給付費等の今回の増額ということになります。

市外の保育施設への入所状況でございますが、11月1日現在で、入所数は18名と把握しております。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） まず、31ページ、防災集団移転促進事業費の4,180万円につきましては、先ほどの堀江議員に答弁しましたとおり、新しい移転先の検討ということで考えておりまして、現在、進めています第1期といいますか、最初に示した移転候補地につきましては設計のほうまで進めておりますので、大臣同意の前にはそちらは出来上がる、それで、新しい候補地についての調査を今回、補正で実施しますということなものですから、これからの契約になりますので、年度内完了は難しいのかなと思っております。

続きまして、住宅・建築物安全ストック形成事業費でございますが、4月当初、8件を予定しておりましたが、11月、今日現在で、まずは現在ある建物を、耐震がどうかということで、耐震診断をするということでございますが、そちらにつきましては、3件実施し、改修している建物が3棟ということで、そちらにつきましては調査のほうは1件当たり9万6,000円を計上しておりまして、既に終わったものが3件、あと相談中ということで2件ございまして、調査については年度内に終わるということで、2件については予算を持っておきたいということで、8件のうち5件分は残し、3件は今回、補正で落とすと。

改修、建物の建設につきましては、年度内に終わらせるということがありますので、もうこれから始まっても終わらないでしょうということで、8件分のうち3件だけ予算を残し、5件分を今回、補正しますということで、その結果、業務委託のほうは28万8,000円の減、

改修補助金のほうは1棟100万円なんですけど、500万円減しますと、528万8,000円になるんですけど、栃木県の県産材を使用することという条件で、10万円上乗せになる補助がございまして、3件のうち1件、栃木県産材を使うということで、10万円の補助が入りますので、それを差引きしまして、今回、518万8,000円の減の補正ということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議案第6号、平塚議員の質問にお答えします。

今後は、無償譲渡されたことから、下境自治会が全て、運営につきましても光熱水費等を管理することになります。

それと、すみません、先ほど荒井議員の質疑で、今度、下境自治会へ無償譲渡されたことから非課税扱いというお話をしたんですが、正しくは減免扱いになるということでございますので、訂正させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 3点ほどお願いします。

1つは、一般会計で、15ページに住宅費の補助金264万4,000円が歳入から落ちている内容ですが、今、平塚議員の質問の結果として、これは歳入として264万4,000円がなくなったという解釈でいいのかどうか。

それと次に、同じ一般会計の中で、37ページに一般職の賃金関係の詳細の表が載っておりますけれども、この中で、職員数、正規職員と会計年度職員というのは、どれとどれとどれを足すと合計幾らだというのを、何か足していくとよく分からなくなってしまいうんですけど。

それと、いつも議論されている、大体あと何年かは251人とか250人という、そういう数字が出ているんですけど、それとの関係がこれから見るとよく分からないので、その説明をお願いします。

3つ目は、介護保険特別会計のほう、議案第5号ですけれども、これの17ページに、介護予防サービス給付費の補正予算費が1,581万3,000円。もともとが3,618万円というものに対して、半分ぐらいを補正しているんですけども、これの詳細、あと見通しも含めてお願いします。

以上3点です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいま小堀議員から御質問のありました15ページ、住

宅・建築物安全ストック形成事業費補助金の減でございますが、国と県から補助金を頂いておりまして、まずは耐震診断に要する費用ということで、事業費が9万6,000円という基本がありまして、9万6,000円のうち、国から2分の1、県から4分の1、市が4分の1を持ちますということで、9万6,000円を超えたものについては、個人負担ということになります。

それから、耐震の建て替えに要する費用につきましては、事業費の基準額が125万円でございます。そのうち国から5分の2ということで50万円、県から5分の1ということで25万円、市から5分の1ということで25万円を出しまして、事業費が125万円であれば、個人負担は25万円ということですが、それを上回った部分、1,000万円とか2,000万円かかるとお思いますので、その分については個人で負担するということになっておりまして、当初、8戸を予定しておりましたが、診断に要する費用につきましては5戸ということで、3戸の減、建て替えに要する費用につきましては、8戸を予定しておりましたが、3戸ということで、5戸の減ということで、今回264万4,000円の減となりますので、よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 37ページです。まず、表の見方ということなんですが、(1)の総括のところ、補正後の職員数350人とありますが、その内訳として、その下にアという区分があると思います。その228人が普通の一般職員で、イの会計年度職員の122人というのが会計年度任用職員なので、それを足すと350人になる、表的にはそういうつくりです。

なおかつ、職員適正化定数の関係になりますと、これはあくまで一般会計ですので、特別会計とか水道会計に掲げられている数を全部足し込んでいくと、今現在では249になってまいります。

すみません、もう一回説明します。

○議長（渋井由放） 後で数字で表で出してもらおうということで。

○総務課長（佐藤博樹） 分かりました。

○議長（渋井由放） 続いて、岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいま御質問のありました介護予防サービス給付費でございます。

介護予防というのは、要支援の方が対象になる給付になってございます。今年度につきましては、コロナのほう随分、明けてきたものですから、デイサービスなんかにかかる費用なんですね。ですので、デイサービスとかの利用が随分、増えてきていることが原因となっております。

ます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○9番（小堀道和） もう一回。

○健康福祉課長（岡 誠） この介護予防事業というのは、要支援事業、要介護と要支援があるんですけど、軽度の方は要支援になってきます。

要支援の方について、今回、コロナウイルスのほうが随分落ち着いてきたということがありますので、利用者が随分、増えてきたというところがございます。ですので、そちらの関係で給付費のほうが不足してしまったものですから、補正したものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認なんですけど、職員の関係は後でもらうんですけども、この表で分からなかったのは、後ろのページに入っている特別会計、水道会計の職員の人数は一般会計の内数だということなのかなというふうなことも含めて、ちょっと分からなかったので質問しました。これは表をもらえばいいです。

あと、最後の介護関係に関しては、これはコロナが落ち着いたので増えたというのは、もともと予定していたのは、コロナだからこのぐらいの人数かなという、そういう計画を立てたのかなというのが。要するに1.5倍ぐらいになっていますよね。だからその辺が少し、どうしてかなと思ったので、だから計画のときには、その辺はコロナの関係でこのぐらいだろうと思っていたんだけど、実際はそうじゃなかったという、そういう認識でいいんですね。だから見通しとしては、これからはそんなに狂うことはないよという認識でいいですか。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 小堀議員の御理解のとおりでございますが、予算編成の段階では、まだ昨年10月、11月ですので、その中でまだコロナのほうはかなり増えている状況だったんです。ですので、年度が変わって随分落ち着いたものですから、サービスの利用が増えたということで御理解いただければと思います。

○9番（小堀道和） オーケーです。

○議長（渋井由放） ここで暫時休憩いたします。再開を14時20分といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

質疑を行います。

どなたかおられますか。

5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 1つだけ質問させていただきます。

おむつの処理については、いいことだと思っています。そのことについてなんですけれども、保育園において、おむつの給付の考えはあるかどうか、お聞きしたいと思います。要するに、うちから持ってこないで、保育園の園児におむつを給付するという、その考えはあるかどうか。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

おむつの給付に関しましては、まだ今のところちょっと検討段階にも入っていない状況ですので、今後、近隣市町の状況等を注視しながら、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 那珂川町では、いつからというのはまだ決まっていないみたいなんですけれども、給付に向けて、9月にメーカーとかサイズの調査をしたみたいなので、前向きに検討してもらいたいと思っています。

以上です。答弁は結構です。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ゼロから1歳までは、おむつ券という形で補助を出させていただいています。それで対応を今のところさせていただいていますので、保育園に上がったからの補助は、今のところしていませんので、その辺は今後、考えさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番田島信二議員。

○11番（田島信二） 4点ほどお伺いします。

17ページ、栃木県民間住宅耐震改修助成事業補助金、125万円ですか。

21ページ、交通安全施設整備費、40万6,000円。

23ページ、児童福祉総務費の一般職員人件費、227万円。

27ページ、農地振興費、300万円。

以上4点です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいま田島議員から御質問のありました、17ページの栃木県民間住宅耐震改修助成事業費補助金でございますが、先ほど小堀議員のときに御説明申し上げました、この事業につきましては、国と県から補助金を頂いておりまして、15ページにつきましては、国から頂いている補助金、17ページにつきましては、県から頂いている補助金でございますが、こちらのほうが戸数が減ったことによる減となっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、21ページ、交通安全施設整備費40万6,000円でございますが、これにつきましては、道路反射鏡2基を今回、修繕する予定で考えております。

場所的には、龍門ふるさと民芸館付近の、JR烏山線の踏切を渡って県道に出る、龍門ふるさと民芸館の滝のほうに下りていく、あそこに反射鏡があるんですが、それが日焼けしてしまっていて非常に見にくいということが野上の座談会でも話がありまして、そこは観光地でもあることから、急遽というか、早めに交換する予定で今回、補正予算を組ませていただきました。

それともう一つ、23ページのところの児童福祉総務費の一般職員人件費、227万円の減でございますが、これは、人事異動等に伴って精査した結果の減になってございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、農地振興費300万円について、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、土地改良区等が管理します揚水機場、頭首工とかの農業水利施設の電気代の補助でございます。今年の4月から10月までの電気料金が、令和3年分の電気料金と比較しまして高騰している分の2分の1を補助するものでございます。

財源につきましては、新型コロナの感染症対応の地方創生臨時交付金を活用します。

補助金額で300万円なんですけれども、南那須土地改良区に290万円、烏山土地改良区に10万円ということで、電気代の高騰分をそれぞれ2分の1補助するという事業でございます。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○11番（田島信二） 了解です。

○議長（渋井由放） 続いて、ございますか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 10点ほどお伺いいたします。

まず、第1号、一般会計の歳入、15ページを開いてもらいたいと思います。ここに新型コロナ予防接種健康被害の負担金というのが75万9,000円ありますね。それで、これらしい支出がどこにあるのか見たんですが、衛生費のほうに75万9,000円の国庫補助金というのがあるんですが、この支出のほうの名称が違うものですから、どうなっているのかなと思います。これは何なのか。

それと、今月の21日の新聞に、このコロナの健康被害が那須烏山市から2名ほど出て、その補償云々というのが出ていましたが、あのことに関係するののかも併せてお伺いしたいと思います。

次に、17ページのやっぱり歳入です。県単の農業農村整備事業補助金、250万円ありますね。これはどんな事業に使うのか、支出のほうも見たんですが、分からないものですから、お伺いします。

次に、今度は19ページ、歳出です。ここに南那須庁舎の管理費、これは当初で2,094万3,000円取っています。今回、210万円ほど追加したわけなんです。私の言いたいことは、南那須庁舎の空調施設がしばしば故障していますね。この庁舎を建て替えればもう必要ないんだからというお考えかもしれませんが、まだまだいつになるか分かりませんし、当分、使いますから、これはぜひ、完全な補修をしてくれませんか。これが補修、今までの業者が駄目なら、業者を替えないと駄目だと思いますよ。同じ業者は何回やっても同じ、繰り返になりますから、この辺のところを総務課長、よく検討してもらいたいと思います。

次に、同じ19ページに、学生応援事業費として110万円ありますよね。これは歳入です。これはどのような目的で使われるのか、ここについてお伺いします。

次に、27ページです。これは新型コロナウイルス対策、商工業の支援事業費なんですが、これは荒井議員が先ほど質問したかもしれないんですが、これは当初で5,000万円、今回1,100万円ということで追加したわけなんです。それで、事業が好評のために、この不足分を今回補正したということなんです。先ほどの課長の答弁の中に、何かプレミアム付の商品券云々ということをやったんですが、この事業の中で、今年も、一般、あるいは市民向けに、商品券を発売する計画でもあるのでしょうか。このことについても、お伺いしたいと思います。

次に、33ページです。ここに、いきいき交流館の管理費、当初47万5,000円で取っているんですが、今回、200万円の補正ですね。これは何を直すのか。

併せてなんですが、9月でこの施設整備費49万5,000円を計上していながら、今回そ

っくり全額マイナスにしてしまいましたね。何でこれは取ったり減らしたりしているのかなと思って、ちょっと疑問に思いました。

次に、35ページの農地・農業用施設災害復旧事業費です。これも当初100万円、9月に158万1,000円、今回1,845万4,000円の追加補正になるわけなんですけど、合わせますと2,000万円を超えるわけですね。これは、私は三箇と落合の頭首工の災害復旧というのは聞いているんですが、もうちょっと詳しく説明してくれませんか。

それと、この負担割合、国から補助金が幾らで、市の負担が何割、額はいいですから、補助率だけでもお伺いしたいと思います。

次に、37ページに会計年度任用職員とありますね。これは122名、ここに記載されていますが、その中で、再任用職員、すなわち職員が定年で一旦退職して、再雇用というような形で勤務されている方が、122名のうち何名いるのか、お伺いしたいと思います。

次に、議案第7号の水道事業会計なんですが、これは石嶋課長、5ページに今回、修繕費550万円計上してありますね。

それで、課長御承知のとおり、那須烏山市の有収率、配水量に対して有収水量、差引き130万トンも流れて、どこへ行ってしまったのか分からない。漏水しているわけですよ。それで結局は有収率が65%で、35%もどこかに流れているわけですよ。

これは私、いつも思うんですが、この漏水の原因というのは、もともとは工事施工者にも責任があるんじゃないかなと。これはもちろん担当課の管理監督の不行き届きがそれを向上させたのかもしれませんが、それでもそのときに使用したパイプや何かの品質に問題があるのか、この辺のところをどう見ているか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいま御質問のありました、歳入のほうの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございます。

こちらの充当先に関しましては、25ページを御覧いただきたいと思います。25ページの下のほうなんですけど、4款1項2目予防費の中に扶助費がございます。760という数字です。こちらに充当になってございます。

先ほど議員のほうからお話がありました76万円はそちらに充当になってございます。健康被害があったという新聞報道の件でございますが、議員御理解のとおりでございます。あらかた申し上げますと、こちらは国におけます予防接種後健康被害救済制度というのがございます。そちらで、新型コロナワクチン予防接種の健康被害が認定されたことによります医療費及び医療手当に係る給付費となっております。

予算計上しましたのは、2名の方を計上しております、1名が65歳以上の高齢者の男性で接種後、体調が悪くなりまして、入院となっております。接種が令和4年の晩冬、冬の終わりですね。それで申請が令和4年春、認定が令和5年夏。認定までにかかった期間が約15か月となっております。

もう一人の方が、64歳未満の若年層で男性。同じく接種後に体調が悪化しての入院。接種が令和4年春で、申請が令和4年秋。現在、こちらは国のほうの審査中になってございます。

なお、ただいま申し上げた事項以外につきましては、個人の特定につながる可能性があり、また、個人情報も含まれますことから、答弁は控えさせていただくことで、御理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、2点お答えしたいと思います。

まず、17ページの歳入でございます。栃木県単独農業農村整備事業費補助金250万円でございます。

こちらにつきましては、本年6月から7月の大雨によりまして損壊しました境堰の右岸側、延長でいいますと14.3メートルの玉石が流れてしまったことに伴う改修工事でございます。

今般、県の補助率50%、市20%、地元、これは烏山土地改良区になりますけれども、30%の負担割合によりまして、この境堰の改修を行うものでございます。

250万円につきましては、総事業費500万円を予定してございますので、その県の負担分250万円の歳入を見込んでございます。

歳出につきましては、27ページの団体営土地改良事業費350万円のほうに、歳出として予算措置をさせていただいております。

続きまして、35ページ、農地・農業用施設災害復旧事業費1,845万4,000円でございます。

こちらにつきましては、9月4日から5日の豪雨災害、このときは時間雨量で36ミリの時間雨量がありましたけれども、そこで被災しました、荒川に設置になっております三箇地内と落合地内の頭首工の災害復旧事業が対象となっております。

三箇地区につきましては、三河下河原堰、延長で25メートル。落合堰につきましては、10月に落合橋が開通しましたがけれども、その上流部分にある堰でございます。延長10メートルの農業施設の頭首工の復旧ということでございます。

負担割合につきましては、国が65%、市が25%、地元10%ということで、今回2か所の頭首工の復旧を行う事業でございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 私から、19ページ、南那須庁舎管理費210万円の補正でございます。

この内容につきましては、すみません、中山議員からありました議場内の空調の修理ではございません。南那須庁舎敷地内駐車場のところに給水管が埋まっているんですが、度々の漏水により、漏水が発生すると、上下水道課の水道料、また下水道料、そういったものが非常にかさんでしまうということから、抜本的な改修をしないとなかなか難しいという状況になりました。今般、給水管の布設替工事をこの冬季の間にしたいと思っております、その工事費の計上でございます。御了解願いたいと思います。

また、37ページ、会計年度任用職員122名のうち、再任用職員は何名かという御質問でございますが、実はそのページのア、会計年度はイという区分なんです、アというところに、補正後でいうと228人という数字が出ていますが、再任用職員、正式には暫定再任用職員とありますが、ここのくくりになります。こちらに入ります。

内訳は、暫定再任用職員は、13名が今年度、228のうち13名が暫定再任用職員でございます。

以上であります。

○議長（渋井由放） 小原沢まちづくり課長。

○まちづくり課長（小原沢一幸） 19ページの学生応援事業費についてお答えします。

こちらは、市外にいる本市出身の大学生等に本市の特産品を送りまして、学生生活の応援をするとともに、市内事業所や就農支援に関する資料を送りまして、Uターンしていただいて地元就職を促進するために、企業版ふるさと納税を活用した学生応援ふるさと便を実施するものでございます。

以上になります。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 27ページの新型コロナウイルス対策商工業支援事業費について、お答えさせていただきます。

今回の補正額1,152万5,000円についてですが、先ほど荒井議員への答弁のときに、プレミアム付商品券の話が出ましたが、こちらにつきましては、30%のポイント還元率の設定のところで、言葉で出てきたところでございます。

1,152万5,000円につきましては、その使い道としましては、キャッシュレス決済の推進事業の増額分というのは先ほど申し上げたとおりでございます。

それともう一つが、燃料高騰の影響を受けた運送事業者の事業継続を支援するために、トラ

ック運送事業者への支援金というのを交付したいと考えてございます。こちらにつきまして、340万円を今回、予算計上させていただいております。

29ページでございますが、18節のところでは152万5,000円という増額が出ていると思います。そのトラック運送事業者支援金340万円ですが、現在のこの科目で予算の執行残が出る見込みでございますので、340万円に足りない分、152万5,000円を今回、増額計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 私のほうから、33ページ、いきいき交流館管理費及び施設整備費の件について御説明します。

管理費は、修繕料200万円を計上するもので、施設整備費は、建設事業委託料49万5,000円を減額するものです。

配管の老朽化により漏水が発生しておりまして、予備費を充てて、漏水発生箇所の修繕を実施してまいりましたが、止水栓からいきいき交流館までの配管を修繕するために、9月補正で設計業務を委託し、それに基づき、工事費の予算を計上していく予定としました。

しかしながら、再び漏水が発生しており、冬場の凍結でさらに破損が広がるおそれもあることを考え、急ぎ修繕を行う必要が生じたため、設計費は減額補正し、修繕費を計上することとしたものです。

以上です。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 私のほうからは、先ほど水道事業会計の修繕費550万円について御質問いただきました。

中山議員から御質問、御意見等をいただきました有収率につきましては、上下水道課としましても、非常に悩ましい問題といたしますが、非常に問題意識を持って取り組んでいるところでございます。有収率の改善につきましては、積極的に今後もさせていただくつもりでございますので、まずはお伝えしたいと思います。

御質問にございました、工事施工者にも責任があるのではないか、また、パイプの品質についても問題があったのではないかとというようなところについてですが、当時の水道工事などの施工管理基準などに基づいて、当時は当時なりの施工管理、布設工事を行っていたものと考えてございます。そういった施工管理基準につきましては、時代、時代で必要に応じて改正されてきておりまして、現在については、最新の布設工事に伴う管理基準に基づいて実施を行っているところでございます。

また、パイプの品質について御質問がございましたが、特に1970年代、時代でいいますと、オイルショック時代のものなどが、材質的にはよいものではないというようなお話も、私は聞いたことがございます。今は最新の品質のよい材料を使っておりますので、今後、これから進めていく修繕につきましては、そういった漏水等が発生しないような施工で管理してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 一通り御答弁をいただきました。ありがとうございます。二、三、再質問させていただきます。

先ほどの同僚議員に対する答弁を聞きましたら、コロナワクチンが余って、もうそれは廃棄処分したんだと。これは古いものだからと言うんですが、何で処分するほどの余分なワクチンを市では受け入れているのかですよね。ちょっと私、そのところが理解できません。何でそんな必要以上に、それは50人、100人だったらやむを得ないかもしれないんですが、大体、何人分ぐらいを処分したのか、これについてお伺いします。

それと、これは総務課長、この議場内の空調は大々的な修理はやる考えは全くないんでしょうか。お伺いします。

それともう一つ、石嶋課長、ここの有収率が悪いというのは、これは合併以来ずっと歴代課長が改善できなかったんですよ。それで石嶋課長、退職するまでには、県平均、世間並みの有収水率に、ぜひやってくれませんか。その実績を残してから退職してください。よろしくお伺いします。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） コロナワクチン予防接種の処分の件でございますが、ワクチンの場合、やっぱり株が変わってきます。ですので、古い株については、もう抗体が消えてしまいますので、それについては使えないという方向にはなってくるんですが、国というか薬剤関係としましては、あくまでも処分はしないで、保存しておいてくださいというスタンスでした。ですので、有効期限が延び、延びという形になってきますので、当初の頃のワクチンまで、場合によっては存在してございました。ですので、その分まで含めて全て処分した形になってございます。

処分したワクチン数につきましては、ごめんなさい、はっきりした数字は覚えていなかったんですが、1,500前後だったと記憶しております。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 南那須庁舎の空調管理も、全館と3階の空調それぞれが故障して、対応しながらのここ数年でございましたので、中山議員の御意見も踏まえながら、一度検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいでしょうか。

○14番（中山五男） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質問はございますか。よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第3号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第4号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15 議案第5号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第6号 令和5年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第7号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第8号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第19 議案第17号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（渋井由放） 日程第19 議案第17号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県市町村総合事務組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、定めるに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約変更の理由につきましては、令和6年4月1日から、鹿沼市が新たに当該組合が共同処理する退職手当支給事務、議会の議員及びその他非常勤職員の公務災害補償事務、非常勤の学校医等の公務災害補償事務に加入することに伴うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第17号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第20 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渋井由放） 日程第20 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等につきましては、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、付託第1号のとおり、請願書第3号野上穴切沢周辺の整備については、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

---

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明後日11月30日木曜日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

〔午後 2時57分散会〕